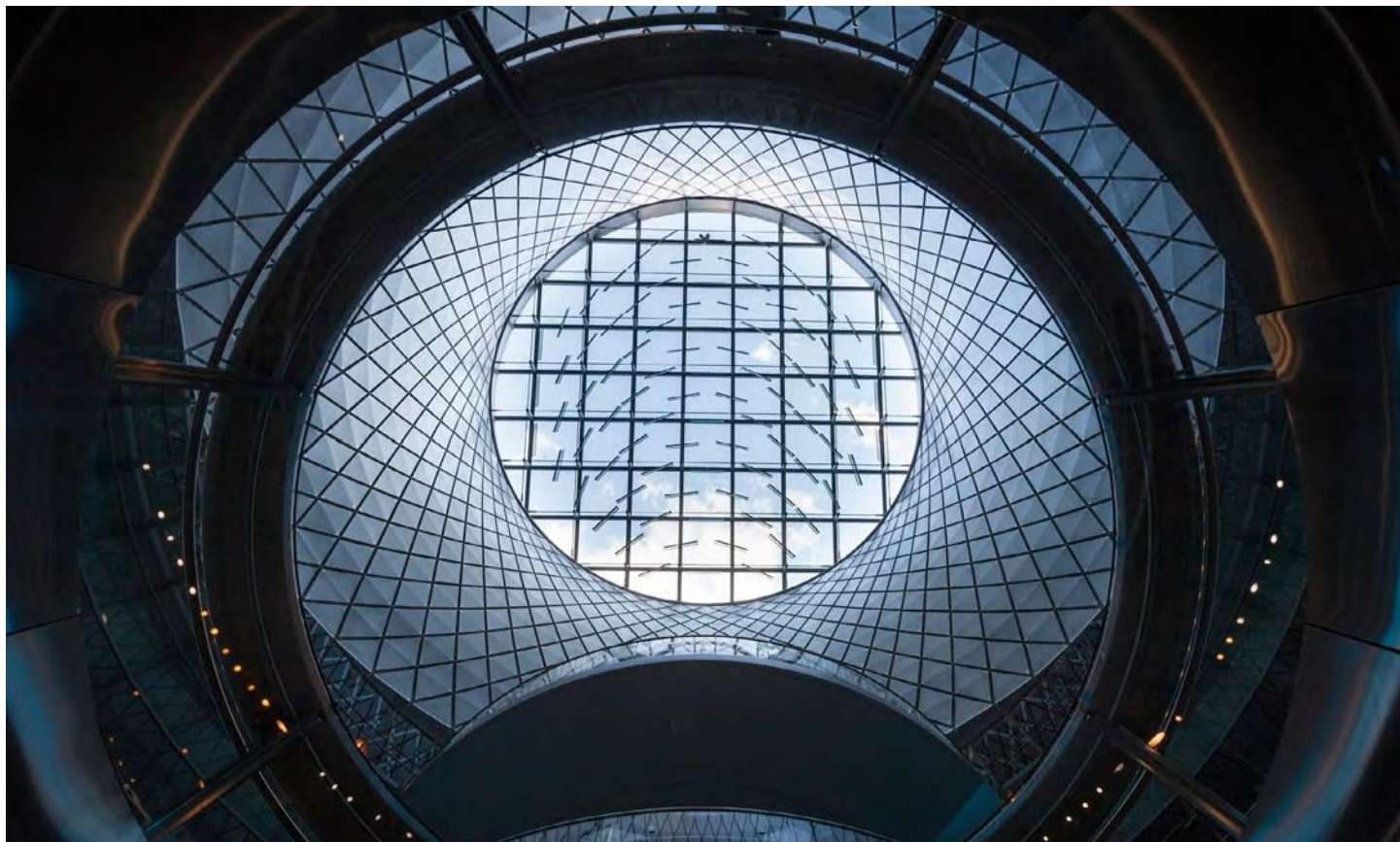


注: 本資料は Deloitte & Touche LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの  
補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



## 目次

- はじめに
- ヘッジ会計モデルに対する主要な変更提案
- 移行措置及び適用
- IFRS との比較
- 付録 A—回答者に対する質問
- 付録 B—ヘッジ会計モデルの比較

# FASB がヘッジ会計に対する焦点が絞られた改善を提案する 救済がやってくる

マーク・ボルトン (Mark Bolton) 及びエルミール・ベルベリ (Ermir Berberi) ( Deloitte & Touche LLP)

## はじめに

2016年9月8日、FASBは [ASU 提案<sup>1</sup>](#) を発行した。これは、次の目的のために ASC 815<sup>2</sup> のヘッジ会計認識及び表示規定を改訂することになる。目的とはすなわち、(1) それらの複雑性を低減し、作成者によるそれらの適用を簡素化すること、及び(2) 事業体によるヘッジ関係に関する財務報告に、より整合させることにより、事業体によるリスク管理活動に関して財務諸表利用者に伝達される情報の透明性及び理解可能性を改善することである。

FASB により提案された変更は大幅なものであるが、構成員はまた、審議会が保持すると決定した現行ヘッジ会計の側面にも留意しなければならない。当提案は引き続き、全てのヘッジ関係が高度に有効であることを要求することになる。

<sup>1</sup> FASB Proposed Accounting Standards Update, *Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities*.

<sup>2</sup> FASB Accounting Standards Codification Topic 815, *Derivatives and Hedging*.

さらに、事業体は、自発的に (voluntarily) ヘッジ関係を指定解除し、ヘッジ対象リスクとして、ヘッジ対象の特定の構成リスクを指定し、また、クリティカル・ターム・マッチ法 (critical-terms-match method) 又はショートカット法 (shortcut method) を適用する能力を保持することになる。

FASB は、構成員のフィードバックを検討後、改訂提案の発効日を決定する予定であるが、改訂提案の早期適用は、発効日より前のいずれかの事業年度の期首時点で認められる予定であることを暫定的に決定した。

当 ASU 提案に対するコメント提出期限は、2016 年 11 月 22 日である。当審議会はまた、改訂提案を議論する、公開円卓会議を主催する予定である (暫定的には 2016 年 12 月 2 日に予定されている)。円卓セッションへの参加者は、2016 年 11 月 4 日までに彼らのコメントの提出が必要とされる。

当 *Heads Up* は、ASU 提案の主要規定を要約している。当 *Heads Up* の付録は、(1)参照の便宜のために再掲された当提案による回答者に対する質問、及び(2)現行米国会計基準及び IASB によるヘッジに係る基準である IFRS 第 9 号<sup>3</sup>と、提案されたヘッジ・モデルの高水準 (high-level) での比較を含んでいる。

## ヘッジ会計モデルに対する主要な変更提案

### 期間的ヘッジ非有効性の別個認識の概念の排除

当改訂提案は、期間的ヘッジ非有効性の別個認識の概念 (the concept of separately recognizing periodic hedge ineffectiveness) を排除することになる (公正価値ヘッジの手法による、経済的非有効性は引き続き、それらのヘッジに関して、当期利益に反映されることになるが)。当審議会によるこの決定に対する理由付けは、ヘッジ手段 (hedging instrument) の公正価値の全体的変動は、ヘッジのコストを表象し、したがって、同一の損益計算書項目において、ヘッジ対象の利益への影響として全体の変動を表示することは、「事業体によるリスク管理活動のより忠実な表現 (faithful representation)」を提供する、というものである。この理由付けにおいては、ヘッジ手段の公正価値変動の一部が、ヘッジ関係の有効性評価から除外されているとしても、ヘッジ対象の純利益への影響として、同一の損益計算書項目において認識されるべきヘッジのコストとみなされる (純投資ヘッジの有効性評価から除外される金額以外)。さらに、この理由付けは、「予測の失敗」にも拡張される。したがって、ヘッジ対象とされた予定取引が発生しない可能性が高いと最終的に判定する事業体は、当該予定取引により影響を受けたであろう、同一の損益計算書項目において、そのヘッジ関係に関する累積その他の包括利益 (AOCI) を純損益に組替調整金額として記帳することになる。



### 編集者注

当審議会は、現行ヘッジ会計モデルとは異なり、提案されたモデルは、キャッシュ・フロー又は純投資のオーバーヘッジ (overhedge) から生じる経済的非有効性の認識タイミングを相違させる (また、純投資のアンダーヘッジ (underhedge) から生じる非有効性の認識を排除する) ことを認識している。しかしながら、当新規モデルは、(1)ヘッジ・プログラムを管理するコストの低減、及び(2)利用者が、事業体によるヘッジ・プログラムが、その財務諸表にどれほどの影響を与えたかをより明確に識別することを可能にすることで、より意思決定に有用な情報をもたらすことにより、構成員に便益を与えるであろう、と当審議会は信じている。

<sup>3</sup> IFRS 第 9 号「金融商品」はまた、事業体が、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」のヘッジ会計規定への準拠の継続を選択することも容認している。

## ヘッジ手段の公正価値変動の認識及び表示

以下の表は、当改訂において規定されている改訂後のヘッジ会計及び表示モデルの主要な側面を要約するものである。

公正価値ヘッジ	キャッシュ・フロー・ヘッジ	純投資ヘッジ
<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘッジ手段の公正価値変動全体は、ヘッジ対象の純損益の影響として同一損益計算書項目で記帳されることになる<sup>4</sup>。</li> <li>ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動全体は、損益として、またヘッジ対象の帳簿価額に対する調整として、記帳されることになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘッジ有効性評価のために使用されたヘッジ手段の公正価値変動全体は、その他の包括利益(OCI)に記帳されることになる。</li> <li>ヘッジ対象が純損益に影響を与える時点で、金額は、AOCIから組替がなされ、ヘッジ対象の純損益が表示される、同一の損益計算書項目において表示されることになる<sup>5</sup>。</li> <li>ヘッジ有効性評価から除外されているヘッジ手段の公正価値変動部分(もしあれば)は、ヘッジ対象の純損益への影響が表示されている同一の損益計算書項目において、即時に認識されることになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘッジ有効性評価に使用されたヘッジ手段の公正価値変動全体は、OCIにおける累積為替換算調整勘定(CTA)に記帳されることになる。</li> <li>ヘッジ対象の純投資が、純利益に影響を与える時点で(すなわち、売却または清算時点で)、金額は、CTAから組替がなされ、純投資の純利益への影響が表示される、同一の損益計算書項目において表示されることになる<sup>6</sup>。</li> <li>ヘッジ有効性評価から除外されているヘッジ手段の公正価値変動部分(もしあれば)は、損益において、即時に認識されることになる(損益計算書表示が、規定されていない場合でも)。</li> </ul>

## ヘッジ有効性評価及び文書化規定

### ヘッジ有効性の定性的と定量的評価

当提案は、事業体が、当初時点での将来に向かっての定量的ヘッジ有効性評価を実施(金額相殺テスト又は回帰分析等の統計的手法のいずれかに使用により)することを要求している。但し、ヘッジ関係が、完全ヘッジ有効性の仮定を容認する実務的簡便法(例えば、ショートカット又はクリティカル・ターム・マッチ法)の一つの適用に適合である場合を除く。

事業体は、ヘッジ指定後に、ヘッジ開始時に利用可能な情報の使用による、当初時点での将来に向かっての定量的ヘッジ有効性評価の実施が容認されることになる。しかしながら、事業体は、以下のうちより早い時点によるその評価を完了しなければならないことになる。:

- 「最初の四半期ヘッジ有効性評価日。」
- 「ヘッジ対象取引を含む財務諸表が、発行可能となった日。」
- 「[要求されるヘッジ規準]がもはや充足されなくなった日。」
- 「ヘッジ手段の失効、売却、終了又は行使日。」

<sup>4</sup> ヘッジ関係が、複数のヘッジ対象又は複数の損益計算書表示項目に影響を与えるリスクを含む場合には、事業体は、ヘッジ手段の公正価値変動差額を、適切な損益計算書表示項目に配分することが要求されることになる。

<sup>5</sup> 脚注 4 参照のこと。

<sup>6</sup> 脚注 4 参照のこと。



- ・ 「ヘッジ関係の指定解除日。」
- ・ 「予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジに関しては、……予定取引が発生した日」

(1)事業体によるヘッジ関係の当初の将来に向かっての定量的ヘッジ有効性評価が、高度に有効な相殺が存在することを実証しており、かつ(2)事業体が、ヘッジ開始時点で、「事後期間において、定量的基礎で、高度の有効性の予想を合理的に支援できる」場合に、当事業体は、事後の遡及的及び将来に向かっての定性的有効性評価の実施の選択が可能である。そのようにすることで、ヘッジ開始時に作成するヘッジ文書において、(1)定性的評価を実施する方法を特定し、かつ(2)ヘッジ関係の事実及び状況の変動を基礎として、事後の定量的評価が必要とされると事後に結論付ける場合に、それが使用することになる代替的定量的評価方法を文書化しなければならない。



#### 編集者注

当提案は、事業体による、高度の有効性の予想を合理的に支援しうるか否かの判定は、判断の行使を要求することになること、(1)当初時点での将来に向かっての定量的ヘッジ有効性評価の結果、(2)ヘッジ手段とヘッジ対象のクリティカル・タームが整合する程度、並びに(3)ヘッジ手段とヘッジ対象のアンダーライニング (underlying) の変動の間の相関関係の度合い及び継続性を事業体は考慮しなければならないことに言及している。

当提案はまた、「事業体は、当初及び事後の将来ヘッジ有効性評価の双方に関して、同一の定量的評価を実施する予定であることを文書化しなければならない」と述べている。さらに当提案は、事後の定量的有効性評価の実施を選択する事業体は、すべての類似ヘッジ関係に関して、そうしなければならないと言及している。

当提案は、事業体が当初選択実施後、「財務諸表又は純利益が報告された都度、かつ少なくとも三か月毎に、ヘッジ関係に関連する事実及び状況が、ヘッジ関係が、過去においてかつ引き続き高度に有効であり続けていることを、定性的にもはや主張しえない程度にまで変動していないことを確認し、かつ文書化しなければならない」と述べている。事業体が、ヘッジ関係が高度に有効であり続けていることを定性的に主張し続けることを容認する可能性がある指標(個別に又は集約して)には、以下事項が含まれる。:

- ・ 「ヘッジ関係が過去においてかつ引き続き高度に有効であり続けていることを、事業体が定性的にもはや主張しえない程度にまで変動していないことを、定性的基礎で、高度の有効性の期待を合理的に支援することを可能ならしめる、ヘッジ関係の開始時に評価された要素、」
- ・ 「相手先のデフォルト・リスクに関する、不利な進展が存在しなかった。」
- ・ 「有効性が 815-20-25-100 項に準拠して評価される、金利キャップ又は金利フロアを有する変動金利金融商品のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、変動金利は、キャップ又はフロアに関する率に近づく、又は上回る若しくは下回ることがない。」
- ・ 「有効性が 815-20-25-100 項に準拠して評価される、キャップ又はフロアを有する非金融資産の予定購入又は売却における、契約上特定された要素の変動に起因するキャッシュ・フローにおける変動可能性のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、契約上特定された要素に係る価格は、キャップ又はフロアに係る価格に近づく、又は上回る若しくは下回ることがない。」



## 編集者注

当初、事後の定性的有効性評価の実施を選択し、その後ヘッジ関係の事実及び状況が、定性的評価がもはや十分ではない程度に変動したと判定した事業体は、変動時点において、及びヘッジ関係の期間に関して、定量的に有効性を評価することが要求されることになる。事業体は、当該変動後においては、定性的有効性評価実施に復帰することはできない。

### ベンチマーク金利及び金利リスクの定義に対する改訂

当改訂提案は、ヘッジ可能リスクの説明に当たり、「金利リスク」なる用語を以下のように再定義することになる。

- 「認識された変動利率金融商品及び変動利率金融商品の予定発行又は購入に関しては、金利リスクは、当該合意において、契約上特定された金利変動に起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動リスクである。」
- 「認識された固定利率金融商品に関しては、金利リスクは、指定されたベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値変動リスクである。固定利率金融商品の予定発行又は購入に関しては、金利リスクは、指定されたベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動リスクである。」

したがって、ベンチマーク金利概念は、当改訂提案による変動金利金融商品に関して排除されるが、固定金利金融商品に関しては保持されることになる。

金利リスクの定義において言及されているように、負債の予定発行又は購入に係る金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジにおいては、ヘッジ可能リスクの性質は、予定取引の特性に依存することになる。固定金利負債を発行又は購入する予定であることを知っている事業体は、ベンチマーク金利の変動に係るキャッシュ・フローの変動可能性をヘッジすることになる。変動金利負債の予定発行又は購入に関しては、事業体は、契約上特定された金利の変動に係るキャッシュ・フローの変動可能性をヘッジすることになる。事業体が、予定取引の性質に関して定かでない場合には、ベンチマーク金利(予定取引が最終的に固定利率であった場合)及び契約上特定された利率(予定取引が最終的に変動利率であった場合)の双方として適格となる金利変動に起因するキャッシュ・フローの変動可能性を、ヘッジ対象リスクとして指定することになる。

当提案によれば、証券産業及び金融市場協会市民スワップインデックス(Securities Industry and Financial Markets Association Municipal Swap Index : SIFMA)スワップ利率も、事業体が、固定利率税務免除金融商品(fixed-rate tax-exempt financial instrument)に関する金利リスクをヘッジすることを容易ならしめるために、米国会計基準<sup>7</sup>において、米国において既に認められているベンチマーク金利に追加されることになる。

<sup>7</sup> ASC 815-20-25-6Aで特定されている米国のその他のベンチマーク金利は、(1)米国政府直接財務証券債務(direct Treasury obligations of the U.S. government)に係る金利、(2)ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)スワップ利率、及び(3)フェド・ファンド・実効スワップ・レート(Fed Funds Effective Swap Rate (オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート(Overnight Index Swap Rate)としても参照される)である。

## ショートカット法及びクリティカル・ターム・マッチ法

当提案は、ショートカット法及びクリティカル・ターム・マッチ法を保持し、それら方法を適用する事業体に対し、追加的救済措置を提供している。ショートカット法の試行適用から生じた多くの修正再表示に関する懸念への対応として、当提案は、ヘッジ関係の開始時に、事業体が、ヘッジ有効性を評価し、その後ショートカット法の適用が適切でなかった又はもはや適切ではないと判定する場合のヘッジ結果を測定するために使用する予定である、定量的(ロング・ホール:long-haul)方法を特定することを容認するショートカット会計規定を改訂することになる。この代替的定量的方法を使用する(及び当初ヘッジ関係を解除しなければならないことを回避する)ことが可能となる以前は、事業体は、以下を実証しなければならなかった。

- a.[事業体が、]ヘッジ開始時に、……ヘッジ有効性の評価、及びショートカット法が、ヘッジ関係の期間にわたり、適切でなかった又はもはや適切でない場合に、事業体がヘッジ結果の測定に使用することになる、定量的方法を文書化した。[かつ]
- b.ショートカット法規準が充足されなかった期間に関して、ヘッジ関係が、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フロー変動の相殺の達成に当たり、将来に向かって及び遡及的基礎で高度に有効であった<sup>8</sup>。

規準(a)が充足されない場合、ヘッジ関係は、ショートカット法規準が充足されなかった期間、及び全てのその後の期間において、適切でないことになる。その他の場合には(規準(a)が充足される場合)、ヘッジ関係は、規準(b)が充足されなかった全ての期間において、適切でないことになる。



### 編集者注

双方の規準を充足するため、事業体が定量的有効性評価及び測定方法の使用によりヘッジ関係を継続できる場合であっても、事業体は引き続き、「ショートカット法適用により記帳された結果と[ヘッジ開始時点で]文書化された定量的方法との間にもしあればその差異に対して」ASC 250<sup>9</sup>の誤謬修正ガイダンスを適用しなければならない。ヘッジ関係が高度に有効であった場合に、当該誤謬の規模が重要ではないと想定される場合でも、そのようにすることで、如何なる重要な差異も引き続き財務諸表における誤謬として取り扱われることになる。いずれかの規準が充足されない場合、事業体は、ショートカット法の適用を通じて認識された結果とヘッジ会計を適用しない結果との間の差異に対する誤謬修正ガイダンスを適用しなければならない。これらの誤謬種類は、その最終判定が、ヘッジ関係の具体的特性に依存しているであろう場合であっても、重要となる可能性が高い。

加えて、当提案は、ショートカット法適格となる部分期間公正価値ヘッジを容認すべく、特定のショートカット法規準を改訂する。

当提案はまた、予定取引グループのキャッシュ・フロー・ヘッジに対し、クリティカル・ターム・マッチ法を適用する事業体の能力を促進する。その他のすべてのクリティカル・ターム・マッチ規準を充足する場合には、当該ヘッジは、ヘッジ手段たるデリバティブの満期の31日以内に全ての予定取引が発生する場合には、クリティカル・ターム・マッチ法適格とされる。

### 金利リスクの公正価値ヘッジ

#### ヘッジ対象の公正価値変動の測定

当提案では、金利リスクの公正価値ヘッジに関しては、事業体は、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値変動の算定のため、(1)契約クーポン・キャッシュ・フロー総額、又は(2)契約クーポン・キャッシュ・フローのベンチマーク利率構成要素のいずれかを選択することが可能である。

<sup>8</sup> この有効性評価実施に当たり、事業体は、ヘッジ関係がショートカット法規準が充足されなくなった時点で存在したヘッジ手段及びヘッジ対象の期間を使用しなければならない。ヘッジ対象の代替値として、仮想デリバティブを使用するキャッシュ・フロー・ヘッジにおいては、仮想デリバティブは、ヘッジ開始時に、評価ゼロとして設定することになる。

<sup>9</sup> FASB Accounting Standards Codification Topic 250, *Accounting Changes and Error Corrections*.

しかしながら、ヘッジ対象の現在市場イールドが、ヘッジ開始時にベンチマーク金利よりも低い場合(すなわち、「サブ・ベンチマーク・ヘッジ」)には、事業体は、その算定のため、契約クーポン・キャッシュ・フロー総額を使用することが要求されることになる。

#### **期前償還可能商品の公正価値の測定**

コーラブル債務等の期前償還可能商品に関しては、事業体は、金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象商品の公正価値変動の判定に当たり、組み込まれた期前償還オプションの公正価値の変動を考慮し続けることになる。しかしながら当提案では、「ヘッジ対象の帳簿価額を調整する目的で組み込まれた要素は、事業体がヘッジ有効性の評価目的で組み込んだものと同一要素でなければならない。」

したがって、例えば、事業体が(1)コーラブル債務の金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ有効性を評価し、かつ(2)ベンチマーク金利の変動に起因するコーラブル債務の公正価値変動を測定する場合には、ベンチマーク金利の変動(信用リスク又はその他のリスクの変動ではない)がどれほど債務をコールする債務者の決定に影響を与えるかのみを検討する。

#### **金利リスクの一部期間ヘッジ**

当提案はまた、金融商品の期間の一部のみに関して、金利リスクの公正価値ヘッジの実施を望む事業体に対して救済措置を提供している。これは典型的には、現行米国会計基準においては達成できない。当ガイダンス提案では、当該一部期間ヘッジは容認されており、かつ事業体は、「最初のヘッジ対象キャッシュ・フローをもって開始し、最後のヘッジ対象キャッシュ・フローをもって終了する想定期間を使用して」、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値変動を測定することになる。また、当該ヘッジ対象の想定満期は、最後のヘッジ対象キャッシュ・フローが期限を迎え、かつ支払義務が発生する当該日となる。

#### **ヘッジ対象として非金融資産の構成要素を指定する能力**

当ガイダンス提案は、ヘッジが以下の規準を充足する場合、事業体が、非金融資産の予定購入又は売却のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、「契約上特定された構成要素<sup>10</sup>の変動に起因するキャッシュ・フローの変動可能性リスク」をヘッジすることを容認している。

- 「非金融資産に関する購入又は売却契約が、ヘッジ関係の期間を通じて、契約上特定された構成要素の変動に起因するキャッシュ・フローの変動可能性に関連するエクスポージャーを創出する。」
- 「非金融契約の価格の一定の構成要素が全て、特定市場におけるビジネスの通常過程において、非金融資産の購入又は売却コストに関連している。」
- 「非金融契約の価格の一定の構成要素の全てが、契約開始時の市場条件を反映している。」

<sup>10</sup> ASCマスター用語集に対する改訂提案は、契約上特定された構成要素を、「事業体自身の事業にのみ参照されることで算定又は測定されるインデックス又は価格以外の、非金融資産を購入又は売却する契約に明確に参照されるインデックス又は価格」として定義している。

さらに、上述の通り指定された規準が、将来契約において充足され、かつその他のすべてのキャッシュ・フロー規定が充足されると見込まれる場合、契約期間を超える期間にわたり、又は非金融資産を売却又は購入する契約が未だ存在しない際に、事業体は、契約上特定された構成要素のヘッジを指定することが容認されることになる。

また、当提案は、契約上特定された構成要素の変動に起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動可能性が、契約におけるキャップ又はフロアにより限定されている場合に、ヘッジ指定を実施する事業体の能力は排除されないが、当該事業体は、ヘッジ有効性の評価に当たり、当該特性を考慮する必要があることになる、と言及している。



#### 編集者注

当審議会は、事業体が構成要素のヘッジを可能ならしめることは、事業体の財務報告において、リスク管理活動をより良く反映すると信じている。この決定はまた、金融及び非金融項目に関するヘッジ・モデルにおける、更なる対称性を創出する。これは、両種類の項目に関して、構成要素ヘッジを容認するためである。

#### 開示規定

当 ASU 提案は、新規開示規定を追加し、かつ現行のそれを改訂することになる。また、ヘッジ会計モデルに対する提案された変更と開示規定を整合させるため、当提案は、ヘッジ非有効性の金額を事業体が開示する規定を削除することになる。加えて、事業体は以下事項を提供することが要求されることになる。

- (1)ヘッジにより影響を受ける各損益表示項目に関する財務業績報告書で報告される金額合計、及び(2)それら表示項目に係るヘッジの影響の表形式による開示。
- 公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として指定され、かつ適格な項目の帳簿価額及び累積基礎調整に関する開示。
- (1)もしあれば、事業体により設定された、そのヘッジ目的及び戦略開発時の定量的なヘッジの目標、及び(2)それらの目標が達成されたか否かを説明する定性的開示。

これらの開示は、財政状態計算書及び財務業績報告書が表示されている、各年次及び期中報告期間に関して、要求されることになる。

#### 移行措置及び適用

##### 移行方法

事業体は、適用日時点で存在するヘッジ関係<sup>11</sup>に対して、修正遡及アプローチの適用により当提案の規定を適用することになる。このアプローチでは、キャッシュ・フロー又は純投資ヘッジを有する事業体は、AOCIにおけるヘッジ手段の認識に関連した新規ガイダンスの累積的影響を、適用日時点で最も直近の表示期間時点における、未処分利益の期首残高に対する相殺調整とともに、記帳することになる。さらに、純利益に認識されたであろう「ヘッジ関係の開始以降のヘッジ手段の公正価値における累積的変更（調整額控除後）を、ヘッジ関係に関する調整後[AOCI]残高は、反映しなければならない」。

適用後、すべての期中及び年次期間において、事業体は、新規会計及び表示モデルの適用、及び新規及び改訂後の開示の提供を開始することになる。

<sup>11</sup> 「ヘッジ手段が失効、売却、終了又は行使されなかった」、したがって、適用日時点で事業体により指定解除されたヘッジ関係に参照している。



適用財務年度における各年次及び期中報告期間において、事業体はまた、(1)会計原則の変更に関する性質及び理由、並びに(2)適用日時点での資本又は純資産の構成要素に対する累積的影響に関して、ASC 250により要求される特定の開示の提供が要求されることになる。

#### 金利リスクの公正価値ヘッジに関する移行に関する留意事項

適用日時点で存在する金利リスクの公正価値ヘッジに関しては、(1)ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値変動を測定するための契約上のクーポン・キャッシュ・フローのベンチマーク利率構成要素の使用、又は(2)期前償還可能ヘッジ手段に関連した改訂後の測定方法の適用を事業体が選択する場合には、それらのヘッジ関係の指定解除及び再指定として、その適用を検討することが要求されることになる。事業体は、各指定解除ヘッジ関係から、新規ヘッジ関係へ、ヘッジ対象の累積的基礎調整を組み込むことになる。事業体はその後、事業体が、指定解除されたヘッジ関係が存続している全期間において、改訂後の方法を適用していたと場合、適用日時点で記帳されたであろう金額へ、その金額を調整することになる。事業体は、適用日時点での未処分利益の期首残高に対する相殺調整を実施することになる。

税務免除金融商品のヘッジ対象リスクを SIFMA ベンチマーク金利に変更する事業体はまた、実質的にヘッジ関係を指定解除し、再指定しなければならないことになる。事業体は、ヘッジ対象の累積的基礎調整を、指定解除ヘッジから純利益へ、「レベル・イールドを基礎として(on a level yield basis)」、ヘッジ対象の残存期間にわたり償却することになる。

#### 一度限りの移行措置選択

当提案によれば、事業体は、適用時に以下の一度限りの選択を行うことができる。

- *既存のヘッジ関係に関して—事後の将来に向かって及び遡及的有効性評価が、ヘッジ関係の指定解除なしで定性的に実施されることを特定するために、ヘッジ文書を改訂する。*
- *既存のショートカット法ヘッジ関係に関して—事業体が、後日、ショートカット法の使用が適切でなかった、又はもはや適切でないと判定する場合に、定量的にヘッジ有効性を評価し、ヘッジ結果を測定する方法を特定するために、ヘッジ文書を改訂する。*
- *(1)非金融資産の購入若しくは売却に関して、価格の契約上特定された構成要素の変動に起因するキャッシュ・フローの変動可能性、又は(2)ヘッジ対象リスクとして契約上特定された変動金利の指定に適格な、既存のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に関して—ヘッジの再指定において、「ヘッジ関係の指定解除の開始日時点で、市場データを基礎とした、有効性評価において、ヘッジ対象リスクの価値変動を見積もるために使用された商品の条件を創出する(仮想デリバティブ法又は他の受諾可能な方法のいずれかによる……)」こと。指定解除されたヘッジ関係において従来認識された非有効性(ヘッジ対象リスクが、キャッシュ・フロー総額の変動可能性であった)は、移行時調整の一部として含まれることになる。*

当提案は、事業体が選択するいずれの選択も容認している。—単一パッケージとして全ての選択を適用する必要はない。上述の最初の二つの選択のいずれかは、適用後の最初の事業年度末においてなされなければならない。事業体は、適用後の最初の四半期ヘッジ有効性評価時、又は前に、第三の選択を実施する必要があることになる。

### IFRS との比較

ASC 815 による現行ヘッジガイダンスは、IAS 第 39 号におけるヘッジ会計モデルと類似している。事業体のリスク管理活動に、ヘッジ会計に係るガイダンスに整合させるため、IASB は、IFRS に新規一般ヘッジ会計モデルを導入する、2013 年における IFRS 第 9 号に対する改訂を発行した。しかしながら FASB は、既存のヘッジ会計フレームワークの多くを保持し、代わりに、様々な実務上の問題に対処すべく、焦点が絞られた改訂を組み込むことを提案している。したがって、IFRS 第 9 号と米国会計基準によるヘッジ会計モデルの多くの側面は、大幅に相違することになる。IFRS 第 9 号に関する追加的情報については、デロイトの 2013 年 11 月 26 日付 *Heads Up* を参照のこと。また、[付録 B](#) も参照のこと。

## 付録 A—回答者に対する質問

当 ASU 提案による回答者への質問が、参照の便宜のため以下に再掲されている。

**質問 1:** 当審議会は、事業体が、非金融資産の予定購入又は売却のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて規定された契約上特定された構成要素の変動に起因するキャッシュ・フローにおける変動可能性として、ヘッジ対象リスクを指定することを容認することになることを決定した。あなたはその決定に同意するか？その理由又はそうではない理由を説明されたい。そうではない場合、当審議会が考慮すべき具体的な代替案は何か？それらの代替案が有用である理由を説明されたい。

**質問 2:** 当審議会は、固定利率金融商品及び固定利率金融商品の予定発行又は購入のヘッジに関する、ベンチマーク金利の概念を保持し、容認されるベンチマーク金利の既存リストを保持し、かつ SIFMA 市民スワップ金利を当該リストに追加することを決定した。

- a. 当審議会は、固定金利金融商品の公正価値ヘッジに関して、及び固定金利金融商品の予定発行又は購入のキャッシュ・フロー・ヘッジに関して、ベンチマーク金利の現行概念を保持すべきか？その理由又はそうでない理由を説明されたい。
- b. 当審議会が、ベンチマーク金利の現行概念を保持し続ける場合に、当審議会は、金利が広範に利用されるようになる予想概念内で検討すべきか？
- c. 当審議会が金利のリストを保持し続ける場合、当該リストに追加すべき他の金利があるか？特定の金利がベンチマーク金利の定義を満足する理由を説明されたい。
- d. 当審議会が検討すべき、ベンチマーク金利の現行概念に対するその他の代替案（例えば、原則主義的アプローチ）はあるか？それらの代替案を説明されたい。

**質問 3:** 当審議会は、事業体が、金利リスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動の算定に当たり、契約クーポン・キャッシュ・フロー全額又はヘッジ開始時に決定されたベンチマーク利率に関係するキャッシュ・フローのいずれかの使用を容認することを決定した。但し、ヘッジ開始時点で、ベンチマーク利率未満に当該金融商品の現行市場イールドが下落する場合を除く。その状況下で、契約クーポン・キャッシュ・フロー総額が、使用されなければならないことになる。あなたはこの決定に同意するか？そうである理由又はそうでない理由を説明されたい。

**質問 4:** 予定取引のヘッジに関して、改訂後の 815-30-40-5 項は、「ヘッジ対象予定取引が、発生しない可能性が高いことを判定するパターンは、正確に予定取引を予測する事業体の能力、及び類似予定取引に関する将来におけるヘッジ会計の利用の妥当性の双方に関する疑義を提起することになる」と述べている。パターンを構成するものに関するあなたの方針は何か？このパターンの検討に組み込まれるべきではない予想を外した特定の例又はシナリオは存在するか？

**質問 5:** 改訂提案及び IFRS 第 9 号における規定を充足するに適格であるが、当該ヘッジ結果が異なって認識され表示されるヘッジ関係は存在するか？そうである場合、当該取引及び IFRS 第 9 号に準拠して異なって認識かつ表示されることになる理由を説明されたい。

**質問 6:** あなたは表示に関する以下の審議会による決定に同意するか？そうである理由又はそうでない理由を説明されたい。そうでない場合、当審議会が検討すべきその他の代替案は何か？

- a. 適格な公正価値、キャッシュ・フロー及び純投資ヘッジに関して、当改訂提案は、ヘッジ対象の純利益への影響が表示される、同一の損益計算書項目において、表示されるべきヘッジ有効性の評価に含まれるヘッジ手段の公正価値変動全体を要求することにより、現行会計基準を修正することになる。
- b. 適格な公正価値、キャッシュ・フロー及び純投資ヘッジに関して、当改訂提案は、純利益において現在記帳されるべき有効性の評価から除外されるヘッジ手段の公正価値変動を要求することにより、現行会計基準を保持することになる。適格な公正価値及びキャッシュ・フロー・ヘッジに関しては、当改訂提案は、ヘッジ対象の純利益への影響が表示される（又は表示される予定の）同一の損益計算書項目において表示されるべき有効性評価から除外されるヘッジ手段の公正価値変動を要求することにより、現行会計基準を修正することになる。適格な純投資ヘッジに関しては、有効性評価から除外されるヘッジ手段の公正価値変動に関する規定された表示規定は存在しない。

- c. ヘッジ対象の予定取引が発生しない可能性が高いキャッシュ・フロー・ヘッジに関しては、当改訂提案は、即時に純利益に組替がなされるべき累積その他の包括利益に記録された金額を要求することにより、現行会計基準を保持することになる。しかしながら、当改訂提案は、ヘッジ対象の純利益への影響が、ヘッジ対象予定取引が発生したと仮定した場合にヘッジ対象の損益への影響が表示されたであろう、同一の損益計算書表示項目に、組み替えられた金額の表示を要求することになる。

**質問 7:**あなたは、以下の(a), (b)及び(c)における開示改訂提案に同意するか？そうである理由又はそうでない理由を説明されたい。

- a. 公正価値ヘッジに関連する累積的基礎調整
- b. もしあれば、ヘッジ会計目的及び戦略開発時に事業体が設定した定量的なヘッジ会計の目標、及びそれらの目標が達成されたか否か
- c. 損益計算書表示項目に対するヘッジ会計の影響に焦点を当てることになる、改訂された、公正価値及びキャッシュ・フロー・ヘッジの表形式の開示。

**質問 8:**ヘッジ関係が、ヘッジ開始時に完全相殺を想定する例外の一つを充足する場合を除き、事業体は、ヘッジ有効性の当初定量的テストの実施が要求されることになり、また、定性的に、事後のヘッジ有効性評価の実施が容認されることになる。但し、事実及び状況が変化する場合を除く。あなたは、この変更提案に同意するか？そうである理由又はそうでない理由を説明されたい。

**質問 9:**当審議会は、事業体は、ヘッジ開始時に、定量的に事後の有効性の評価を実施することを選択しうることを決定した。しかしながら、事後期間におけるヘッジ関係に関する事実及び状況の特定の変化は、有効性の定量的評価が実施されるべきことを要求する可能性がある。事業体が定量的有効性評価を要求されると判定すれば、事業体は、この決定がなされた後の期間において、定性的テストに回帰することは禁止されることになる。事業体が、ヘッジ関係が高度に有効であり続けると定性的にもはや主張しえないが、定量的にテストされる場合に高度に有効であることになる状況は発生しうるか？そうである場合、それらの状況を説明されたい。事業体は、従前期間において、当該重要事実及び状況の変更がそれを除外する後において、定性的テストへの回帰が容認されるべきか？そうである場合、事業体が、当該ヘッジは定性的基礎で、再び高度に有効であろうという合理的な期待を正当化することを検討すべき要素を議論されたい。

**質問 10:**あなたは、事業体が、ヘッジ開始と四半期有効性テスト日の間のいずれかの時点で、ヘッジ開始日時点で適用可能なデータを利用して、ヘッジ文書の当初定量的テスト部分を実施することを容認する、改訂提案に同意するか？そうである理由又はそうでない理由を説明されたい。

**質問 11:**ヘッジ文書作成時点及び事後の定性的テストに関連する改訂提案は、公開事業体及び非公開会社の双方に適用される。ヘッジ文書の内容又は作成時点が、公開事業体と非公開会社で相違すべき正当な理由は存在するか？そうである場合、異なる取り扱いが検討されるべき特定種類の取引を説明されたい。

**質問 12:**公開ビジネス事業体と公開ビジネス事業体以外の事業体の双方に関して、発効日は同一であるべきか？

**質問 13:**改訂提案を導入するに必要な時間はどれほどか？公開ビジネス事業体以外の事業体は、より多くの時間が提供されるべきか？そうである場合、どれほど多くの時間か？

**質問 14:**あなたは、815-20-65-3 項における提案された移行方法及び開示に同意するか？あなたは、遡及的移行アプローチを容認しない当審議会による決定に同意するか？そうである理由又はそうでない理由を説明されたい。



## 付録 B—ヘッジ会計モデルの比較

以下の表は、現行米国会計基準(ASC 815)とIFRS第9号との提案されたヘッジ会計モデルに対する改訂提案の特定の側面を比較している。

項目	現行米国会計基準	ガイダンス提案 (暫定アプローチ)	IFRS第9号
<b>全てのヘッジに適用される改訂提案</b>			
ヘッジ会計適格となる、「高度に有効」閾値	ヘッジ商品(手段)は、公正価値又はキャッシュ・フローの変動相殺達成において、高度に有効でなければならない。	米国会計基準における現行規定に対する変更はなされない。	「高度に有効」閾値概念は存在しない。その代わりに、IFRS第9号は、(1)ヘッジ手段とヘッジ対象との間に経済的関係が存在する、(2)信用リスクが、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではない、及び(3)ヘッジ関係のヘッジ比率が、ヘッジ手段とヘッジ対象の実際の量を反映していることを要求している。
ヘッジ有効性の定量的評価	事業体は、当初及び継続的に、定量的な将来に向かっての及び遡及的有効性評価を実施しなければならない(ショートカット法が適用される場合を除く)。	一般的に、当初の将来的定量的テストを要求する。しかしながら事業体は、事実及び状況が変化する場合を除き、事後における定量的有効性評価のみの実施を選択可能である。	有効性の評価に関する方法は特定していない。事業体が継続的な定量的又は定性的評価を実施することを要求している(最低限、各報告日において)。
ヘッジ文書及び当初時点での将来に向かっての定量的ヘッジ有効性評価	事業体は、ヘッジ開始時にすべての文書を完成させなければならない。	事業体は未だ、ヘッジ開始時に大部分のヘッジ文書を完成させなければならない。しかしながら彼らは、最初の四半期ヘッジ有効性評価日までに(すなわち、3か月間まで)、当初の将来に向かっての定量的ヘッジ有効性評価を完成させる必要はない。ある状況では、当初時点での将来に向かっての定量的有効性評価の早期完成を要求する可能性がある。	ヘッジ開始時に全ての文書化を要求している。
損益計算書表示	ヘッジ結果の損益計算書表示は規定されていない。	ヘッジ対象の純損益への影響として、同一の損益計算書表示項目におけるヘッジ手段の公正価値変動の表示を要求している(純投資ヘッジのヘッジ有効性評価から除外されている公正価値変動以外。これは、具体的な損益計算書表示が規定されていない)。	ヘッジ結果の損益計算書表示は規定していない。ヘッジ手段の一部として指定されていない時間価値構成要素は、一般的には当初はOCIとして繰り延べられ、当期純利益には認識されない。

(表の続き)

項目	現行米国会計基準	ガイダンス提案 (暫定アプローチ)	IFRS 第9号
<b>全てのヘッジに適用可能な改訂提案</b>			
ヘッジ関係の自発的指定解除	事業体は、ヘッジ関係の指定を解除することによりいつでも、自発的にヘッジ会計を停止することができる。	米国会計基準では、現行規定に対する変更はなされないことになる。	事業体は、ヘッジ関係(又はヘッジ関係の一部)が適格規準を充足しなくなる時点でのみ、指定解除を実施できる。
ショートカット法	金利スワップ及び具体的規定を充足する金利発生金融商品を含むヘッジ関係に関して認められる。	現行モデルが保持される。しかしながら、ロング・ホール法の適用は、事業体が、ショートカット法が、適切でなかった又はもはや適切でないと判定する場合には容認されることになる。但し、以下を条件とする。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 事業体が、ヘッジ開始時に、ショートカット法が適用できない場合に、ヘッジ有効性を評価し、ヘッジ結果を測定する定量的方法を文書化した。</li><li>• 当該ヘッジが、ショートカット法規準が充足された期間にわたり、高度に有効であった。</li></ul> 適格規準はまた、ショートカット会計について、一部期間公正価値ヘッジを適格ならしめるために、改訂されることになる。	認められていない。
<b>キャッシュ・フロー・ヘッジに適用される改訂提案</b>			
ヘッジ非有効性の測定及び認識—キャッシュ・フロー・ヘッジ	事業体は、定期的測定及びヘッジ非有効性の認識を実施しなければならない(累積的キャッシュ・フロー・アンダーヘッジから生じるものを除く)。	事業体が、各報告期間にヘッジ有効性を認識する規定を排除する。	事業体が、ヘッジ非有効性の測定及び認識(累積的キャッシュ・フロー・アンダーヘッジから生じるものを除く)を各報告期間において実施することを要求している。
ヘッジ項目としての非金融資産の予定購入又は売却の構成要素を指定する能力	事業体は、ヘッジ対象リスクとして、キャッシュ・フローの変動を指定することは禁止されている。但し、関連為替レートの変動に起因する機能通貨同等キャッシュ・フロー変動リスクの例外がある。	事業体が、当該ヘッジが特定規準を充足する場合、非金融資産の予定購入又は売却のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、「契約上特定された構成要素に起因するキャッシュ・フローの変動可能性のリスク」をヘッジすることを容認する。	事業体は、構成要素が、別個に識別可能かつ信頼性を持って測定可能である場合には、指定可能であるとの原則に基づき、ヘッジ対象として非金融要素を指定しうる。構成要素が契約上特定されるという規定はない。

(表の続き)

項目	現行米国会計基準	ガイダンス提案 (暫定アプローチ)	IFRS 第9号
<b>キャッシュ・フロー・ヘッジに適用される改訂提案</b>			
変動利率金融商品に関する金利リスクのヘッジ	唯一のヘッジ可能構成要素は、ベンチマーク金利変動に起因するキャッシュ・フローの変動である。	事業体は、ヘッジ対象リスクとして、契約上特定された金利インデックスを指定しうる。ベンチマーク金利ヘッジの概念は排除されている。	事業体は、別個に識別可能かつ信頼性を持って測定可能な構成要素を指定しうる。
予定取引グループのキャッシュ・フロー・ヘッジに対するクリティカル・ターム・マッチ法の適用	事業体は、ヘッジ手段たるデリバティブの満期日と予定取引の期日との差異から生じるヘッジ非有効性の金額が、無視するほどよりも大きいかなかを検討する必要がある。そうである場合、事業体は、この方法を適用できず、これを会計上の誤謬としてみなす必要がある可能性がある。	事業体は、(1)予定取引が、ヘッジ手段たるデリバティブの満期として同一の31日以内に発生し、かつ(2)その他のすべての方法規定が充足される場合、予定取引のグループのキャッシュ・フロー・ヘッジに、クリティカル・ターム・マッチ法を使用しうる。	正式なアプローチはない。しかしながら事業体は、ヘッジ商品(手段)のクリティカル・タームとヘッジ対象のそれがマッチする場合、ヘッジ有効性を定性的に評価できる可能性がある。
<b>金利リスクの公正価値ヘッジに適用される改訂提案</b>			
適用可能なベンチマーク金利	SIFMA は、適格なベンチマーク金利ではない。容認される米国ベンチマーク金利は、米国財務証券、LIBOR スワップ利率、及びフェド・ファンド・エフェクティブ・スワップ利率(オーバーナイト・インデックス利率)のみである。	SIFMA が、現行米国会計基準により既に認められているそれらの利率に加え、米国における適格ベンチマーク金利として追加されている。	事業体は、別個に識別可能かつ信頼性を持って測定可能な構成要素を指定しうる。
金利リスクの一部期間公正価値ヘッジ	明確に禁止されていないが、当該ヘッジが、全てのヘッジ規準を充足する(例えば、高度に有効である)ことはまれである。	事業体は、(1)最初のヘッジ対象キャッシュ・フローから開始し、最後のヘッジ対象キャッシュ・フローで終了するヘッジ対象の期間、及び(2)ヘッジ対象の満期が、最後のヘッジ対象キャッシュ・フローの期限が到来し、支払い可能となる日時点で発生することを想定することにより、一部期間ヘッジを指定しうる。これはヘッジ関係が「高度に有効」である規準を充足する可能性が大いに増加する。	事業体が、一部期間ヘッジを実施しうる。

(表の続き)

項目	現行米国会計基準	ガイダンス提案 (暫定アプローチ)	IFRS 第9号
金利リスクの公正価値ヘッジに適用される改訂提案			
期前償還可能商品(例えば、コールラブル債務)の公正価値変動の測定	コール特性を有する固定金利債務に係るベンチマーク利率リスクのヘッジにおいて、事業体は、債務の価値変動に対する組み込まれた期前償還可能オプションの影響を考慮しなければならない(但し、ショートカット法が適用される場合を除く)。この検討には、金利リスクのみがヘッジされている場合であっても、債務期前償還を引き起こしかねないすべての要素(金利、信用スプレッド、及びその他の要素)が含まれる。	事業体が、ヘッジ有効性評価、及びベンチマーク金利変動に起因する債務の公正価値変動測定に当たり、コール・オプションの行使に、ベンチマーク金利変動が如何に影響を与えるか(金利、信用度、及び流動性要素等の、全ての変数ではなく)のみを考慮することが容認されることになる。	具体的ガイダンスは提供していない。しかしながら、期前償還オプションを含む階層要素を、公正価値ヘッジ適格とすべく、事業体は、ヘッジ対象の公正価値変動を測定するに当たり、ヘッジ対象リスク変動の結果として、期前償還オプションの公正価値変動を含まなければならない。
金利リスクの公正価値ヘッジにおけるベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値変動の測定	事業体は、ヘッジ対象の全ての契約クーポン・キャッシュ・フローを検討することにより、ベンチマーク金利変動に起因するヘッジ対象の公正価値変動を測定しなければならない。	ヘッジ対象の公正価値変動算定に当たり、事業体が、契約クーポン・キャッシュ・フローのベンチマーク利率構成要素、又は契約クーポン・キャッシュ・フロー全額のいずれかを使用することを認めている。しかしながら、ヘッジ対象の実効金利が、ヘッジ指定日時点でのベンチマーク金利を下回る場合(「サブ・ベンチマーク」ヘッジ)には、事業体は、契約クーポン・キャッシュ・フローを使用しなければならない。	事業体は、別個に識別可能かつ信頼性を持って測定可能な場合には、ヘッジ対象としてベンチマーク金利を指定しうる。



## 登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための *Dbriefs*

*Dbriefs* へぜひご参加ください。*Dbriefs* はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

*Dbriefs* は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、*Dbriefs* にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification™* のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツ グループは日本におけるデロイト・トウシュート・マツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む) の総称です。デロイト・トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュート・マツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.